

植物調達パートナー認定制度について

1 国際園芸博覧会における植物調達の概要

2027年国際園芸博覧会（以下「本園芸博」という。）では、半年間という限られた期間で多品目かつ大量の植物を安定的に調達していく必要があります。そのため、広く事業者等の皆さまからご協力を得ながら、透明性・競争性の確保された方式で植物調達を実施します。

（公社）2027年国際園芸博覧会協会（以下「当協会」という。）は、一定の基準を満たした事業者等を「植物調達パートナー」として認定し、植物の生産状況や代替品種等の植物の調達可能性について見積・ご提案を受けただうえで、植物を調達・育成等する事業者等を入札によって決定します。

2 植物調達パートナーとは

植物の調達可否の調査や代替品の提案、協会が依頼する時期と場所に植物を供給する能力等を有すると当協会が認定した者を指します。



3 植物調達の体系

本園芸博の植物調達の手順は大きく分けて下記のとおり3つの段階に分かれます。事業者等の皆さまにおかれましては、まずは「植物調達パートナーの公募」へご参加のうえ、認定を受けていただくことが必要です。なお、見積・提案に係る費用はパートナーの負担とし、業務対価のお支払いは落札者（植物供給受託者）との契約により行います。

植物調達パートナーの公募

「植物調達パートナー」を認定するための手続きを行います。事業者等の皆さまは、当協会の**公募内容、認定要件**をご確認いただき、必要書類とともに認定申請書をご提出ください。

【内容】 ・ 植物調達パートナーの認定申請

調達可能性等の見積・提案（調達植物の具体化）

「植物調達パートナー」を対象に、当協会が調達したい植物の生産状況や生産者の有無など調達が可能かどうか、**見積書の作成**や**代替品種のご提案**などを行っていただきます。

【内容】 ・ 調達可能性や生産状況の調査
・ 代替品の提案
・ 参考見積書の作成
・ 調達植物の具体化（調達植物リストの作成） など

植物調達・育成等（入札から納品まで）

調達可能性等を踏まえたうえで、「植物調達パートナー」を対象に植物調達・育成等を行う事業者等を決定するために**入札**を行います。落札者は金額によって決定します。落札者は、生産者の確保や中間検査の対応など、多岐に渡る業務を行っていただきます。

【内容】 ・ 入札への参加
・ 生産者や植物の確保・育成
・ 設計変更への対応
・ 育成期間の中間検査の実施
・ 調達植物の納品検査 など

【注意事項】

同一事業者等が同時に入札参加をしていると協会が判断する場合、該当者は**すべて失格**となります。